

第197回京都市大規模小売店舗立地審議会 議事録

日 時：令和6年3月29日（水） 午前10時～午前11時

場 所：職員会館かもがわ 2階大会議室

出席者：吉田会長、大庭副会長、板倉委員、コツィオール委員、田中委員、遠島委員

議題1 諮問及び届出者説明

令和5年10月届出案件 西友桂店【変更】

(質疑応答)

- 板倉委員 変更計画説明書に、騒音に関する記述が何もないのはなぜでしょうか。
- 届出者 今回の変更事項が駐車場の減少のため、敷地内の他の設備関係等の配置に関する運用の変更はございません。
したがって騒音に関しては、敷地内からの発生騒音も変わらないことから、変更点等はないと考え省略した次第です。
- 板倉委員 大店立地法の届出は、騒音についても変わりないという予測もした上で出していたかかないと、騒音の審査ができません。
むしろ隔地駐車場が閉鎖されたら、交通量が全部1ヶ所に固まり、騒音の状態が変わるので、予測値を出していただかないと困ります。
- 届出者 隔地駐車場を減らし、駐車場を1か所に集約した場合に来客車両の走行比率が変わり、敷地内での発生騒音が大きくなることはありますが、敷地内の予測は設置当初の届出時から指針の台数で行っていたため変わらないうえ、事前に関係部署と協議をして、今回の変更計画説明書には騒音に関する記載はしないと整理しております。
ただ、今回は記載しておりませんが、過去の届出に記載の通り、当然住民からのご意見等があれば随時対応していきますので、ご了承いただきたいと思っております。
- 板倉委員 今の説明を聞いてやっとわかりました。今口頭で説明されたことを、届出書に記載してください。
- 事務局 今回の届出者からの説明を、変更計画説明書に追記したものを、板倉委員をはじめその他の委員にもご確認いただくということによろしいでしょうか。

(委員全員、首肯。)

- 大庭副会長 2点質問させてください。
まず1点目、今回隔地駐車場を使用しないようにするということですが、以前は隔地駐車場の利用もあったということによろしいですか。なぜこのタイミングで隔地駐車場を閉鎖されるのでしょうか。

もう1点は、実際のところ、敷地内駐車場で事足りるというデータをお示しいただいておりますが、当然日によって台数がぶれると思います。万が一、道路の中央線に車両がはみ出した場合の対応方法について、事前に何か検討されていますでしょうか。単にガードマンにお任せするのではなく、こういう場合どうするというような答えを、定められているのでしょうか。

- 届出者 1点目の隔地駐車場を減らしたタイミングについて、隔地駐車場の利用が基本的にほとんどないので、西友側が所有していた隔地駐車場の土地を売買し、その土地については違う事業者が今後の使い方を考えていくということになりました。長年利用がほぼない状態だったので、もうなくて大丈夫だろうと今回の手続きに至りました。

もう1点につきまして、委員におっしゃっていただいたとおり、特に天候により、近所の住民が普段自転車や徒歩で利用していても雨の日は車で来店することもありますので、一時的に来店車両がずらっと並んでしまうこともあると思います。

ただ西友桂店は誘導員が常駐していますので、駐車場が満車で店舗出入口に車が滞留する事態がもし起きた場合は、その時点で滞留させずに車を流して、時間を改めて来てもらうしかないという運用になっています。直近の年末など、今の時点でそのような状況は発生していません。

- 吉田会長 地元説明会で指摘のあった、説明会実施報告書の出席者の意見⑮に、「もうすでに南西駐車場は西友の駐車場ではない」という旨の看板が出ている、という記載がありますが、いつからいつまでその看板が提示されていたのか教えてくださいいただけますか。
- 届出者 掲示がされたのは11月末から12月の頭、説明会の直近です。説明会でご指摘をいただき、即座に年内に撤去させていただきました。
ただ、駐車料金のサービス券も掲示をした時点で止めてしまっていたので、それを再契約したのが2月の頭です。以降のサービス券の発行枚数は0です。
- 吉田会長 看板というのは、木か何かで建て込むような、物理的に大掛かりなものだったのでしょうか。チラシに書くといったことを含めた掲示ですか。
- 届出者 駐車場のところに、掲示を貼っていました。
- 吉田会長 掲示していた時期と撤去の経緯について、どこかに記録として残していただく方がいいと思いますが、書く余地はございますか。
- 届出者 京都市には別紙にて報告しております。
- 事務局 事業者から、事実の報告に加え、対応を行った旨と、今後は法令を遵守するという報告を受けております。
- 吉田会長 わかりました。事務局で記録があるということなので結構です。

- 田中委員 敷地内の駐車場は変更がないとのことですが、46 台から 42 台になっているのはどういうことでしょうか。
- 届出者 今回の検証結果での駐車場需要が 42 台のため、立地法の届出上の台数を 42 台まで減らしただけで、実際の配置は何も変わっていません。あくまで届出上の台数を減らしただけです。
- 田中委員 追加でもう 1 点、敷地の駐車場の出入口で、ガードマンお 1 人が常時管理をされているという認識でよろしいでしょうか。もし敷地内駐車場が満車になったとき、警備員は満車を把握できる状況にあるのでしょうか。
- 届出者 中にゲートがありますので、それで把握できます。ただ、瞬間的に出庫と入庫のタイミングが重なれば、不具合が出るかもしれません。
西友桂店は、店舗の図面で確認いただけるとおり、敷地の中まで入り込む滞留スペースが他の店舗よりも非常に長いので、そこまで引き込んでから車を止めてしまえば、公道にはみ出す事態は回避できると考えております。
- 大庭副会長 1 つ懸念事項としましては、車の中に入れない、流すという意思決定をどのタイミングで、どういう形でされるのかということです。消費者にとっても、トラブルの元になりかねないので、どういうふうに意思決定をするか事前に決めておいていただきたいです。
- 届出者 アドバイスいただいた通り、具体的なパターンを想定した、こういう場合はこのタイミングでこうするといった決まりは現在ないようですので、検討させていただきます。基本的には満車になっていない状態がずっと続いているので、現状は誘導員に「満車になったら流してください」という単純な指示しかしていません。ケースバイケースの対応策を事前に検討します。

※追加資料請求はなし（変更計画説明書の追記のみ）

議題 2 報告事項

（報告内容）

- ・ 市意見通知（(仮称) 万代吉祥院店）
- ・ 店舗の開店報告（京都生協コープ二条駅、(仮称) 万代吉祥院店、高島屋京都店）
- ・ 今後の審議スケジュールについて

議題 3 その他

今回の審議会については、現時点で特に非公開とすべき部分がないため、公開とする。

（以上）